

各位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

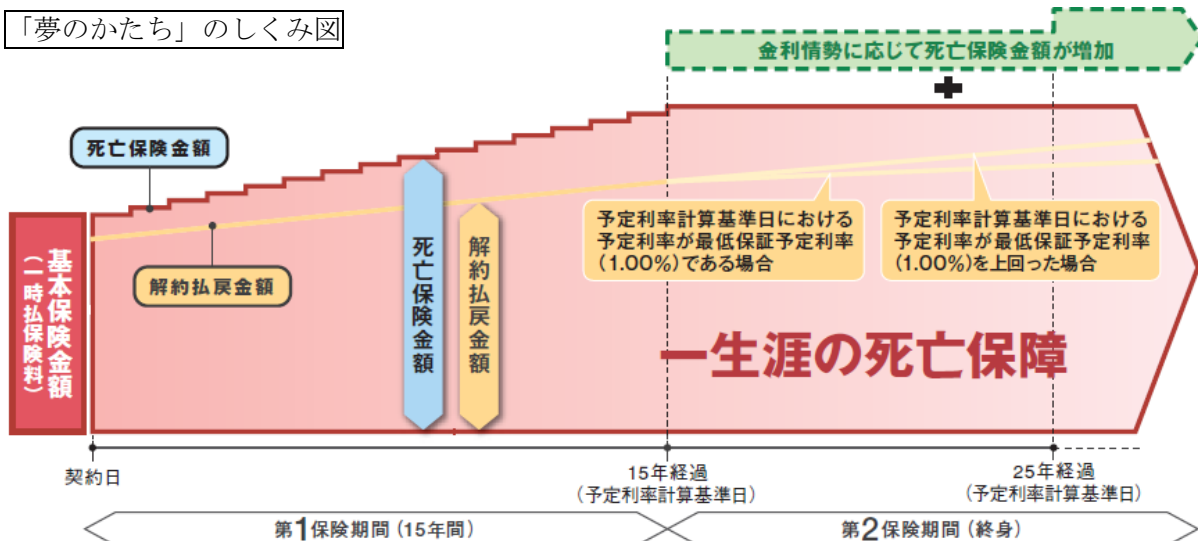
一時払終身保険「夢のかたち」の取扱開始について

中央三井信託銀行は、平成22年12月1日（水）より全支店・出張所にて一時払終身保険「夢のかたち」（正式名称：ニッセイ予定利率変動型一時払通増終身保険）（引受保険会社：日本生命保険相互会社）の取扱いを開始いたします。

「夢のかたち」の主な特徴は以下の通りです。

1. 満年齢50歳から90歳の方まで、告知なしで申込みが可能。
2. 死亡保険金額・解約払戻金額が契約時に確定。
 - ・ご契約後15年目までの死亡保険金額・解約払戻金額は契約時に確定します。
3. 続けるほど着実に死亡保険金額・解約払戻金額が増加。
 - ・ご契約後15年間は、基本保険金額に対して毎年一定の割合で死亡保険金額が増加します。
 - ・ご契約後15年経過以後は、10年ごとに金利情勢に応じて死亡保険金額の増加が期待できます。
 - ・解約払戻金は死亡保険金額を上限とし、期間の経過とともに増加します。

「夢のかたち」のしくみ図



*死亡保険金額・解約払戻金額はご契約時の予定利率・被保険者の年齢・性別により異なります。

*15年経過以後は、予定利率計算基準日の予定利率が、最低保証予定利率(1.00%)を上回っている場合は、死亡保険金額が増加します。

ただし、予定利率計算基準日における被保険者の年齢が106歳以上の場合は死亡保険金額は増加しないことがあります。

当社では、今後とも商品ラインアップの拡充を図り、当社の強みである資産運用コンサルティング力をもとに個人のお客さまに対する高品質な商品・サービスの提案を推進し、お客さまのニーズにきめ細かく対応してまいります。

なお、「夢のかたち」の商品概要につきましては別紙をご参照ください。

以上

一時払終身保険「夢のかたち」商品概要

正式名称	ニッセイ予定利率変動型一時払通増終身保険
契約年齢 (被保険者の年齢)	満年齢50歳以上90歳以下
基本保険金額 (一時払保険料)	200万円以上(10万円単位) ただし、基本保険金額3億円超のご契約はお取り扱いできません。
増額	取扱なし
解約	取扱あり
一部解約 (減額)	取扱あり (減額後の基本保険金額が200万円を下回る場合は、減額をお取り扱いできません)
告知	なし
クーリング・オフ	申込者またはご契約者は、ご契約の申込日(「特に重要なお知らせ」の受領印を申込書に押印のうえ、お申込みいただいた日)から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。
保険期間	終身
配当	なし
死亡保険金	第1保険期間：基本保険金額＋[基本保険金額×通増率×経過年数] 第2保険期間※：基本保険金額＋[基本保険金額×通増率×15]
年金特約 (死亡保険金の年金支払)	確定年金 (5・10・15・20・25・30・35・40年)
年金特約 (解約払戻金の年金支払)	確定年金 (5・10・15・20・25・30・35・40年)

※ 予定利率計算基準日の予定利率が、最低保証予定利率(1.00%)を上回っている場合は死亡保険金額が増加します。ただし、予定利率計算基準日における被保険者の年齢が106歳以上の場合は死亡保険金額が増加しないことがあります。

【ご注意いただきたい事項】

- 本商品にご契約いただくか否かが、当社におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 本商品は日本生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、預金保険制度の対象とはなりません。
- ご契約後一定期間内に解約された場合の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。
- 当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと日本生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して日本生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。
- 日本生命保険相互会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 本商品は、法令等の規制により、お客さまのお勤め先や融資のお申込状況等によりお申込みいただけない場合があります。
- この資料は、本商品の支払事由や制限条項等のすべてを記載したものではありません。本商品のご検討、お申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」、「ご契約のしおりー約款」を必ずご確認ください。
- 詳しくは、販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。